第17号議案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例(昭和44年亀岡市条例第12号)の一部を 改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月29日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例(昭和44年亀岡市条例第12号)の一部を 次のように改正する。

別表第3第3項第1号の備考に次のように加える。

3 市外居住者(法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市 外にある者)が使用する場合の使用料は、この表に定める額にそ の5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第2号中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 市外居住者(法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市 外にある者)が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額 を加算する。

別表第3第3項第3号中備考4を備考5とし、備考3を備考4と し、備考2の次に次のように加える。

3 市外居住者(法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者)が使用する場合の使用料は、この表に定める額にそ

の5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第4号の備考に次のように加える。

5 市外居住者(法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者)が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。(ただし、ウォータースライダー、更衣室ロッカー及び売店の使用を除く。)

別表第3第3項第5号の備考に次のように加える。

4 市外居住者(法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者)が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。(ただし、コインランドリー及びレストランの使用を除く。)

別表第3第3項第6号中「基本使用料」を「使用料」に改め、同 号の備考に次のように加える。

4 市外居住者(法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市 外にある者)が使用する場合の使用料は、この表に定める額にそ の5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第7号の備考に次のように加える。

3 市外居住者(法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市 外にある者)が使用する場合の使用料は、この表に定める額にそ の5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第8号中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 市外居住者(法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市 外にある者)が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額 を加算する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡運動公園及びさくら公園の有料公園施設(目的外使用施設等を除く。)を市外居住者等が使用する場合は、使用料を5割増しとすること。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。